## 職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）
## 【対象：60歳以上の労働者】

**60歳以上の高年齢労働者**が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

### 補助対象

◆ **屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入**

◆ **屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入**

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

**【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】**

・体温を下げるための機能のある服や装備

・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー

（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が５年以上のものに限る　等）

**【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】**

・アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー

（－20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ **熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウエアラブルデバイス）による健康管理システムの導入**

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ **日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入**（１事業者につき１点まで）

## Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース　【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、５人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

※ **専門家とは**・・・理学療法士、健康運動指導士、等

### 補助対象となる取組

① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける

② 専門家が、①の 結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する

③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※注意事項※

・**転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。**また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。

・**補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。**

・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を１回実施後、②を３回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）

・①～③の実施について、安全性を確保するため、**専門家との対面による実施に限ります**（**オンライン開催不可**）。

・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。

・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、**実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきます**ので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご留意ください。

## Ⅳ コラボヘルスコース　【対象：全ての労働者】

**事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です**

**コース内容は、次ページへ**